

第6章 | 健康危機管理体制の構築

現状と課題

本県では、健康危機管理^{※1}体制の確保のため「和歌山県健康危機管理基本指針（平成10年10月策定）」を策定するとともに、健康危機管理専門家会議による意見を反映して、新型インフルエンザ対応ガイドライン等の健康危機管理の対応に必要なマニュアル等を作成しています。

また、健康危機事象発生時の対応訓練を実施し、健康危機管理対策のレベルアップを図っています。

施策の方向

(1) 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備

県新型インフルエンザ対策本部条例及び県行動計画等を整備し、新型インフルエンザ等が発生した場合の体制を整備します。

(2) 健康危機事象発生時対応訓練の実施

健康危機事象の発生を想定した訓練を実施して、健康危機管理対応体制を充実するとともに、必要に応じてそれぞれの対応マニュアルの見直しを行います。

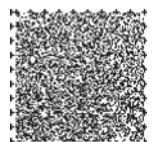
(3) 情報ネットワークの充実

健康危機管理に関する連絡会議の開催、メーリングリストの活用等により、迅速な情報の収集・分析及び共有化に努め、医療機関、市町村など、関係機関との連携強化を図ります。

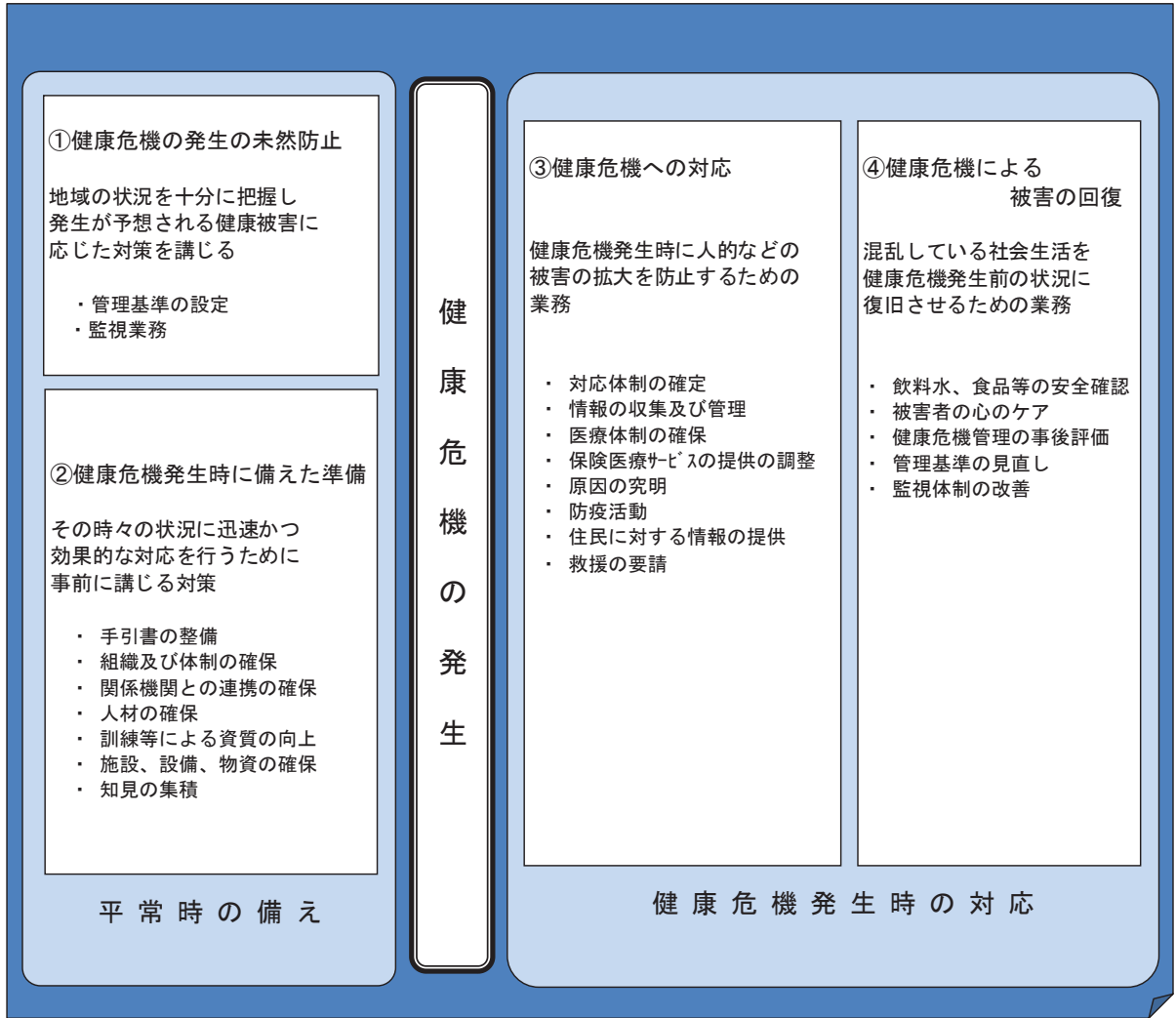
用語の説明

※1 健康危機管理

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。（厚生労働省健康危機管理基本指針）



健康危機管理の4つの側面



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

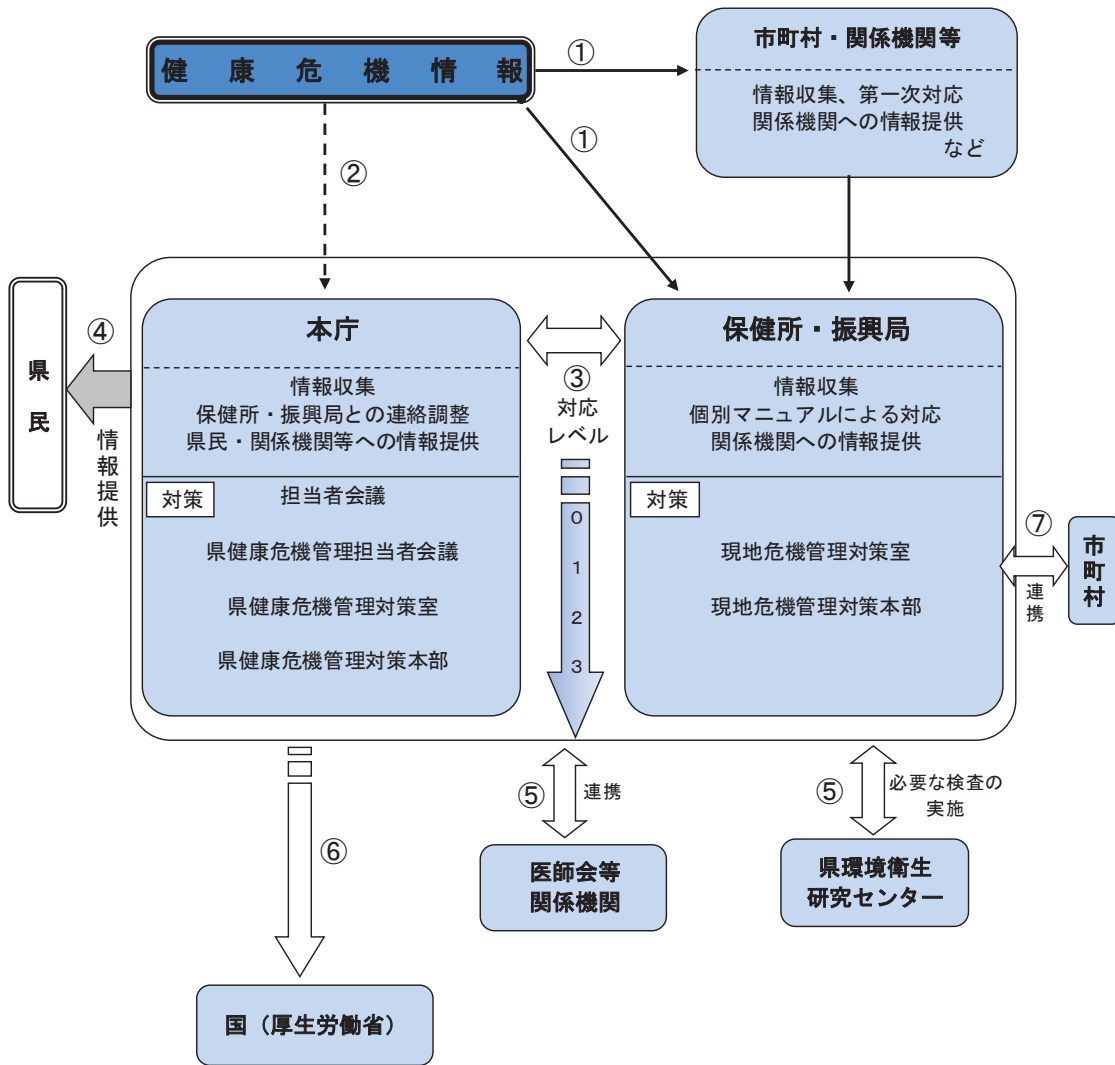
第6章

第7章

第8章

参考資料

健康危機管理体制



※対応レベル
 0：関係課が情報を共有する必要がある健康危機事象
 1：県民への軽度の影響が想定され、個別の対策を必要とする健康危機事象
 2：県民への重度の影響が想定され、または県内での発生が急増しており、緊急に対策を必要とする健康危機事象
 3：最近前例のない規模または種類の事象が県内において現に発生したか発生するおそれがある健康危機事象

- ①：健康危機情報が地元市町村や関係機関、保健所や振興局等に入ります。
- ②：本庁には、情報が直接入る場合と入らない場合があります（点線表示）。
- ③：その後、県は本庁と出先機関である保健所・振興局が連携し、対応レベルに応じた対応をします。
- ④：県民には本庁から情報提供を行います。
- ⑤：医師会等の関係機関とも連携するとともに、県環境衛生研究センターで必要な検査を実施します。
- ⑥：国へは必要に応じ、情報提供や報告をします。
- ⑦：また、保健所・振興局にあっては、市町村と連携して対策を進めます。

第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
第6章
 第7章
 第8章
 参考資料